

特定募集情報等提供事業の届出はお済みですか？

令和4年12月31日が提出期限です



令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、

令和4年12月31日までに

届け出る必要があります。

- 改正職業安定法により、特定募集情報等提供事業者（労働者になろうとする者に関する情報※を収集する募集情報等提供事業者）に届出制が導入されました。（令和4年10月1日施行）
- 特定募集情報等提供事業の届出をせずに、特定募集情報等提供事業を行うことは違法行為です。その場合、**6月以下の懲役または30万円以下の罰金**に処せられる可能性があります。

※「労働者になろうとする者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。

届出事項

- ①名称 ②所在地 ③電話番号 ④（法人の場合）代表者の氏名
⑤職業紹介事業者または派遣元事業主である場合には許可番号または届出受理番号 など

- 届出様式には、サービス名称・ウェブサイトURL等も記入してください。
- 届出の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



特定募集情報等提供事業の届出を行った事業者は人材サービス総合サイトに掲載されます。
https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/icb_data/StaticContents/特定募集情報等提供事業者一覧.pdf



届出書の提出にはオンラインサービス「e-Gov」をご利用ください

行政機関への申請・手続きなどがオンラインでできるサービス「e-Gov（イーガブ）」をご利用ください。

e-Govでの申請は4ステップで完了！

- ① アカウント取得
- ② アプリインストール
- ③ ファイル(様式)に記入
- ④ マイページからファイル送信



e-Gov トップページ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請届出ページ



自社が届出義務のある特定募集情報等提供事業者[※]に該当するか否かや、特定募集情報等提供事業者として提供するサービスがどの類型（職業安定法第4条第6項第1号～第4号）に該当するかを判断するに当たっては、以下のフローチャートを参考にしてください。
 なお、サービス内容によっては、複数の類型に該当する可能性があります。

提供する情報：求人情報

➡ はい ⇨ いいえ 要届出

提供する情報は求人企業等からの依頼を受けて提供をしているか

はい

依頼を受けて提供

いいえ

依頼を受けず収集した情報を提供
 (クローリングなど)

労働者になろうとする者に関する情報を
 収集して情報提供に使用しているか

はい

いいえ

1号事業者
 (特定募集情報等
 提供事業者)

1号事業者

労働者になろうとする者に関する情報を
 収集して情報提供に使用しているか

はい

いいえ

2号事業者
 (特定募集情報等
 提供事業者)

2号事業者

提供する情報：求職者情報

提供する情報は求職者等からの依頼を受けて提供をしているか[※]

はい

依頼を受けて提供[※]

いいえ

依頼を受けず収集した情報を提供
 (クローリングなど)

3号事業者
 (特定募集情報等提供事業者)

4号事業者
 (特定募集情報等提供事業者)

※ 「求人情報」を提供する事業者が、求職者等が自ら選択した求人企業等に応募できる機能を提供するだけでは「求職者情報」を依頼を受けて提供すること（3号事業者）には該当しません。